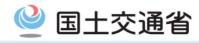
「令和3年4月建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン」改定の概要

令和3年3月



令和3年4月のガイドライン改定概要について



〇国土交通省登録技術者資格へ民間資格の追加登録

新たに8資格を追加登録し、合計328資格に増加

※適用:令和3年2月10日以降に公告(公示)する業務より適用

○海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰の実績を評価

プロポーザル方式及び総合評価落札方式において、配置予定管理技術者の評価項目に「海外インフラプロジェクト優良技術者」として追加

※適用:令和3年4月1日以降に公告(公示)を行う業務

○評価にかかる期間の変更

<企 業> 業務実績 : 平成22年度以降 → 平成23年度以降

<技術者> 業務実績 : 平成22年度以降 → 平成23年度以降

※適用: 令和3年4月1日以降に公告(公示)を行う業務及び指名競争入札における指名通知を行 う業務

〇配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件を改定

改定前:契約金額合計が4億円かつ10件をこえない(低入札の場合は2億円かつ5件)

改訂後:契約金額合計が5億円かつ10件をこえない(低入札の場合は2億5千万円かつ5件)

※適用:令和3年4月1日以降に公告(公示)を行う業務及び指名競争入札における指名通知を行

う業務

公示



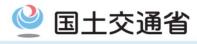
「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の概要

登録規程(登録要件の明確化) 登録等の流れ 登録要件 施設分野、業務、知識・技術を求め ○ 資格付与試験等を一回以上実施した実績 る者の区分毎の必要な知識・技術 ○ 資格付与試験等の安定的な実施 ○ 受験条件が、広く一般に公表されていること 対象施設・業務に応じて設定 ○ 特定の者に利益を与えるものでないこと (例) ○ 資格付与試験等が別表の第一欄から第五欄に掲げる要件 ○法令、技術基準等に関する知識 大臣告示 を満たす内容を有すること ○工学的基礎知識 ○試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に、教授、 ○経験 准教授又は博士の学位を授与された者が含まれること 玉 ○点検技術・点検方法に関する知識 ○ 合格者の登録及び証明等について、管理番号を記載した ○診断技術・診断方法に関する知識 証明書等の交付 ○補修設計技術・補修設計方法に関 ○ 合格者の知識及び技術の維持向上のための措置 する知識 ○ 登録の抹消等のための適切な審査手続 登録要件の適合確認・登録 資格保有者の 申請者(資格付与事業等の実施主体) 技術力の維持向上 のための措置 ○ 過去5年間の実績に基 ○申請の次年度以降5年間、 民間資格の 登録申請 づき、申請書類(様式、 登録要件に適合した資格 保有者 付与試験等を毎年1回以 誓約書、添付書類等)を ※5年毎の 上実施 講習、研修の受講、 作成 登録更新 CPDの取得等 発注者 ○ 業務の入札参加要件に登録資格を設定 登録資格 資格の活用 ○指名業者選定時及び落札業者選定時に登録資

格保有者を優位に評価

-

〇国土交通省登録技術者資格へ民間資格を新たに追加登録



分野別登録資格数(総計:328資格/R3.2追加:8資格)

●維持管理分野(点検・診断等業務)

維持管理分野 245資格

●計画・調査・設計分野

計画・調査・設計分野 83資格

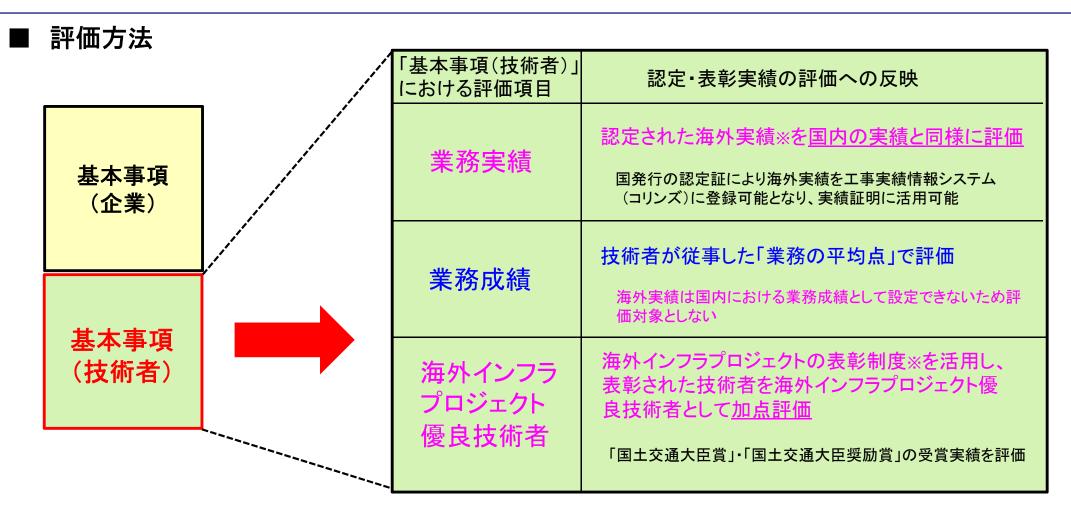
				登録資	【格数								登録資格数	Į.		
施設等名	H27.1 (R2.2)	H28.2 (R3.2)	H29.2	H30.2	H31.1	R2.2	R3.2	計	施設等名	H28.2 (R3.2)	H29.2	H30.2	H31.1	R2.2	R3.2	計
橋梁(鋼橋)	16	13	13	4	4	2	2	54	道路	3	3	0	0	0	0	6
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	6	7	2	2	59	橋梁	3	1	0	0	0	0	4
トンネル	5	13	8	3	1	2	2	34	トンネル	2	1	0	0	0	0	3
舗装	-	-	-	9	1	4	0	14	河川・ダム	2	1	0	0	0	0	3
小規模附属物	-	-	-	7	2	0	0	9	砂防	2	0	0	0	0	0	2
道路土工構造物(土工)	-	-		-	14	12	0	26	地すべり対策	2	0	0	0	0	0	2
道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	-	-	-	-	8	8	0	16	急傾斜地崩壊等対策	3	0	0	0	0	0	3
堤防·河道	-	0	0	4	0	0	0	4	海岸	12	4	0	0	0	0	16
砂防設備	1	1	0	0	0	0	0	2	港湾	14	0	0	0	1	1	16
地すべり防止施設	2	0	0	0	0	0	0	2	空港	1	0	0	0	0	0	1
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	0	0	0	3	下水道	1	0	0	0	0	0	1
下水道管路施設	-	1	1	0	0	0	0	2	都市計画及び地方計画	1	0	0	0	0	1	2
海岸堤防等	4	0	2	0	0	0	0	6	都市公園等	2	0	0	0	0	0	2
港湾施設	4	0	0	3	0	0	0	7	建設機械	1	0	0	0	0	0	1
空港施設	0	1	0	0	0	0	0	1	土木機械設備	1	0	0	0	0	0	1
公園(遊具)	0	4	0	0	0	0	0	4	電気施設・通信施設・制御処理システム	1	0	0	0	0	0	1
土木機械設備	1-	2	0	0	0	0	0	2	地質·土質	9	3	1	0	0	0	13
計	50	49	37	36	37	30	6	245	宅地防災	-	-	1	0	0	0	1
※()は更新年月									建設環境	2	0	2	0	1	0	5
n 25 7 / / / / / / / / / / / / / / / / / /									計	62	13	4	0	2	2	83

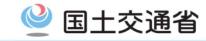
※()は更新年月

*国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号)に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。



- 〇今後の海外進出や技術者の国内・海外間での相互活用を促進するため、<u>海外インフラプロジェクトに従事した本邦</u>企業の技術者の実績を認定※し、国内の実績と同等評価。
- 〇業務成績は、技術者が管理(担当)技術者として従事した業務の平均点により評価するため、国内における業務成績として設定できない海外実績は評価対象としない。
- ○海外実績における優良な技術者を評価。 ⇒ 海外インフラプロジェクトの表彰制度※を活用





■ 管理技術者の評価項目・配点について

- ○「プロポーザル方式」及び「総合評価落札方式」において、<u>認定実績を同種又は類似業務の実績として認める</u>とともに、 表彰実績を加点評価。
 - ①「海外インフラプロジェクト実績認定業務」を、管理技術者の同種又は類似業務の実績として同様に評価
 - ②以下の実績を「海外インフラプロジェクト優良技術者」として管理技術者の評価項目に追加し評価
 - ・「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」
 - ・「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」
- ●管理技術者の評価項目の配点例

変更箇所:赤文字

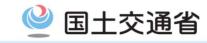
(表彰についての評価項目なし)



(評価項目追加)

	評価項目 配点							
			4点(2点)	O点				
管理技術者	海外インフラ プロジェクト 優良技術者	過去4年間(表彰年度)に、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(港湾空港関係を除く)発注業務における以下の表彰の経験・「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」を受賞・「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」を受賞	大臣賞表彰 もしくは 大臣奨励賞表彰 有り	表彰無し				

※ 担当技術者又は照査技術者を設定した場合は()書きの配点とする



【プロポーザル方式】

改定前

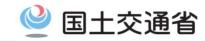
	評価項目・配点							
企 業	業務実績	5						
	業務成績	4						
11	業務信頼度(優良表彰の有無)	2						
tete:	資格	5						
管 理 ***	業務実績	5						
技術者	業務成績	1 0						
24	CPD	2	最十					
	幅広い取り組み姿勢	2	大 4					



改定後

	評価項目・配点			
企	業務実績	Ę	5	
業	業務成績	4	1	
1 1	業務信頼度(優良表彰の有無)	2	2	
	資格	5		
管	業務実績	5		
理技	業務成績	1	0	
術 者	CPD	2		
2 4	幅広い取り組み姿勢	2	大	
	海外インフラプロジェクト優良 技術者※	4	4	

※ ウエイトを変更しないよう内数とする



【総合評価落札方式】

改定前

					配	点			
	評価項目	管理技	支術者	担当抗	支術者		支術者 支術者		支術者 支術者
	業務実績	2	2	2	2	2	2	2	2
企業	業務成績	4	4	4	1	4	4	4	4
10	業務信頼度 (優良表彰の有無)	2		2		2		2	
	業務拠点	2		2		2		2	
	資格	3		3		3		;	3
	業務実績	3		3		3		;	3
技	業務成績	1 0		1 0		1 0		1 0	
術者	CPD	2	最	1	最	1	最上	1	最
20	幅広い取り組み姿勢	2	大 4	1	大 2	1	大 2	1	大 2
	照査技術者資格 【国土交通省登録技術者資格関連】	-	_	_		_	_	2	
	担当技術者資格 【国土交通省登録技術者資格関連】	-	_	2	2	2	2	_	-

改定後

						_			
	== /er == er				配	点			
	評価項目	管理技	支術者	担当抗	支術者	管理拍 担当拍	支術者 支術者		
	業務実績	2	2	2	2	2	2	2	
企業	業務成績	4	1	4	1	4	1	4	1
10	業務信頼度 (優良表彰の有無)	2		2		2		2	2
	業務拠点	2	2	2	2	2	2	3 3	2
	資格	3		3		3		3	
	業務実績	3		3		3		3	
	業務成績		10		0	10		10	
技術	CPD	2	最	1	最	1	最	1	旦
者	幅広い取り組み姿勢	2	大	1	大	1	大	1	最大
2 0	海外インフラプロジェクト 優良技術者※	4	4	2	2	2	2	2	2
	照査技術者資格 【国土交通省登録技術者資格関連】	_	_	_		_	_	2	
	担当技術者資格 【国土交通省登録技術者資格関連】	-	-	2	2	2	2	術者 照査技 2 4 2 2 3 3 1 (最大 2 2	_

※ ウエイトを変更しないよう内数とする

○海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰の実績を評価 (参考)総合評価落札方式

国土交通省

○業務成績については、海外認定・表彰制度により認定された海外実績に成績評定点が与えられていないため、国内実績及び海外実績を併せ持つ企業の成績評定点の平均点を算出する際は、認定された海外実績を含めない。

			評価項目	配点		
		業務実績	平成23年度以降公告日までに完了した同種又は類似業務の実績1件を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績を有する。 ②類似業務の実績を有する。	① 2 ② 1		
基本事項(企業	業務成績	令和元年度から令和2年度末までに(過去2年間)完了した業務のうち、中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注業務(中部地方整備局 以外で契約手続きを行った連記業務を含む)の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① 7 8 点以上 ② 7 7 点以上 7 8 点未満 ③ 7 6 点以上 7 7 点未満 ④下記のいずれかの場合 ・60点以上 7 6 点未満 ・令和元年度から令和2年度末まで(過去2年間)に、他機関における同種・類似業務の受注実績がある ⑤令和元年度から令和2年度末まで(過去2年間)に、他機関における同種・類似業務の受注実績が無い ⑥ 6 0 点未満	①4 ②3 ③2 ④1 ⑤0		
頃 (企業)		(優良表彰の有無)	令和元年度から令和2年度まで(過去2年間・表彰年度)に、中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注業務「土木関係建設コンサルタント業務」おける優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ①局長表彰の実績あり ②事務所長表彰の実績あり	① 2 ② 1		
		業務拠点	業務拠点を下記のとおり評価する。 ①〇〇事務所管内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。 ②〇〇県内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。 ③上記以外 ※〇〇事務所管内:〇〇市、〇〇市、〇〇町	①2 ②1 ③評価しない		

企業 A 国内実績有	企業B 国内実績無
最大 10	最大 5
2	2
4	1
2	_
2	2

業務成績は企業の平均点により評価するため、海外実績技術者が所属する企業の成績による評価とする。

よって、企業に成績が ない場合は「④1点」と なる。

海外実績技術者の実 績しかない企業は「一」 となる。

〇海外インフラプロジェクト技術者認定·表彰の実績を評価 (参考)総合評価落札方式

- ○業務成績については、海外認定・表彰制度により認定された海外実績に成績評定点が与えられていないため、国内実績及び海外実績を併せ持つ技術者が 従事した企業の成績評定点の平均点を算出する際は、認定された海外実績を含めない。
- ○中部地整では国内の優良業務の技術者の表彰における評価は、若手の参入を促進するため設定していない。(建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン R 2 年 1 1 月)このため、海外インフラプロジェクトの表彰についてのみ個別の評価項目としての評価を行う。

			評価項目	配		技術: 国内第	積有 実積有	企業国内	足績無 内実績有	国内 企業国	i者 C 実績無 内実績無
		資 格	下記の順位で、競争参加資格要件として設定した資格を評価することを標準とする。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外の競争参加資格要件として設定した資格	最大 ① ② ③	3	最大		最大			3
		業務実績	平成23年度以降公告日までに完了した同種又は類似業務の実績1件を下記の順位で評価する。 ※「休業」を取得した場合は、評価対象期間を延長する。 ①同種業務の実績を有する。 ②類似業務の実績を有する。	① ②		3		3	3	;	3
		業務成績	平成29年度から令和2年度末までに(過去4年間)完了した業務のうち、中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注業務(中部地方整備局以外で契約手続きを行った連記業務を含む)の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ※「休業」を取得した場合は、評価対象期間を延長する。 ①80点以上 ②79点以上80点未満 ③78点以上79点未満 ④77点以上78点未満 ⑤76点以上77点未満 ⑥76点以上75点未満 ⑥76点以上76点未満 ③72点以上75点未満 ⑥71点以上75点未満 ⑥71点以上75点未満 ⑥71点以上75点未満 ⑥71点以上72点未満 ⑥71点以上72点未満 ⑥72点以上73点未満 ⑥72点以上72点未満 ⑥72点以上72点未満 ⑥72点以上71点未満 ⑥72点以上72点未満 ⑥72点以上73点未満 ⑥72点以上71点未満 ⑥72点以上72点未満 ⑥72点以上71点未満 ⑥72点以上71点 ⑥72点 ⑥72点以上71点 ⑥72点以上71点以上71点以上71点 ⑥72点以上71点 ⑥72点以上71点以上71点以上71点以上71点 ⑥72点以上71点 ⑥72点以上71点以上71点以上71点以上71点以上71点以上71点以上71点以上71	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 10 2 2	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0	1	0	1	0		
基本事項(技術者)	管理技術者	C P D	CPDの取得状況について以下の項目で評価する。なお、CPD単位取得の証明は、公告日から過去2年以内または、公告日以降に発行されたものとし、公告日から過去2年以内に証明期間の一部が含まれているものとする。 ①建設系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等が有り、かつ建設系CPD協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている。 ②建設系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等が有り、かつ建設系CPD協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている。 ③対記以上を取得している。 ③上記以外	①2 ②1 ③0	3項目の配点の	2		2		2	
		幅広い取り組み姿勢	(学会誌などへの投稿の実績を求める場合) 公告日より過去2年間で公益法人(公益社団法人および公益財団法人)、国立研究開発法人並びに建設系・測量系CPD 協議会構成団体、補償コンサルタントCPDシステムに主催登録している団体が発行する冊子へ、土木コンサルト業務、測量、地質調査業務、補償コンサルタントのいずれかの内容に関連する論文等の執筆や投稿(連名、共著を含む。掲載されたものに限る。)した実績を評価する。もしくは、日本学術会議協力学術研究団体(土木工学・建築学分野に限る。)に指定された団体が発行する冊子へ、本業務で求める「同種業務」に関する学術研究の論文等の執筆や投稿(連名、共著を含む。掲載されたものに限る。)した実績を評価する。 ①学会誌や協会誌等への執筆や投稿、発表論文などの実績を有する。	①2 ②0	合計値で評価する。	2	4	2	4	2	4
		優良技術者 優良技術者	令和2年度に国土交通省が「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定した「土木関係コンサルタント業務」における表彰の経験について、下記の順位で評価する。評価順位は①と②は同位とし、③を次位とする。 ①「海外インフラブロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」の実績あり ②「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」の自席あり ③上記以外	①4 ②4 ③0	(上限値4)	0		4		4	
		手持ち業務量	↑和3年7月十日時点の全での手持ち業務(本業務は合まない。特定後本契約のもの及び潜札決定通知を受けているが未契約のものを合む。また、国土交通省(本省)の部局が発注する業務については、建コン業務等(5業務)ではないが、業務内容によって手持ち業務に含む。)の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。なお、複数年契約の業務の場合は、当該年の履行高予定額とし、設計共同体における手持ち業務量は、各構成員の分担額とする。 国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。)において、予決令85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。 なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円を超える業務をいう。	数値 化 し な し	女皇とこよい	_		-	-	-	-

業務成績は配置予定 管理技術者が管理(担 当)技術者として従事し た業務の平均点により 評価するため、海外実 績技術者にその実績 が無い場合「⑩1点」と なる。

実績として認められるのは初回受注時まで。